

入札参加有資格者の皆さまへ

## 業務委託契約における契約保証金の取扱いについて

2018年4月発注（公告）分より、契約の締結にあたり契約保証金を納入していただくこととなります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除されます。

- (1) 随意契約を締結するとき
- (2) 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) 落札者が国又は地方公共団体又は鉄道事業者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき ⇒ 「実績調書」を提出して下さい。
- (4) 落札者が保険会社との間に当社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき

契約保証金を納付される方へ

|       |  |
|-------|--|
| 納付金額  | 契約金額の100分の10以上<br>(指名競争入札の場合 契約金額の100分の5以上の額)  |
| 納付方法等 | 当社指定の口座に振り込んでください。領収書（写し可）確認後、契約書の受付を行います。履行確認後、契約担当へ所定の請求書を提出していただき、ご指定の金融機関へ還付します。 |

お問い合わせ 大阪市高速電気軌道株式会社管理本部調達部契約課 電話 06-6585-6247